

学びたいキミを応援します。

みんなに知ってほしい

大切なお知らせです。  
必ず保護者に渡してください。

# 高校生への2つの支援

返還不要の支援です。それぞれ申込みが必要です。

## ① 高等学校等就学支援金

国の授業料支援のしくみです。

### 🏠 年収約910万円未満の世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

✎ 申込みは、学校へ **入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

～島根県による授業料減免制度もあります（就学支援金制度に上乗せ）～

○道府県民税所得割と市町村民税所得割額の合算額が（0円）非課税の場合 → **支給額：授業料の額と就学支援金の差額**

○就学支援金制度において区分が「加算なし」の場合（世帯年収590万円以上910万円未満に相当） → **支給額：30,000円/年**

## ② 奨学のための給付金

教科書費・教材費など、  
授業料以外の教育費支援のしくみです。

### 🏠 生活保護世帯、年収約270万円未満（住民税所得割非課税）の世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

✎ 申込みは、学校へ

**毎年7月頃**に手続きが必要です。申請時期（7月～8月頃）に学校から案内があります。

📄 **新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。**

▶ 特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、奨学給付金の4～6月分に相当する額の前倒し給付を実施します。

※4月中旬頃に学校から案内があります。

※7月以降分の給付には再度申請が必要となりますのでご注意ください。

### 参考：保護者等の年収目安と支給額（令和6年度・年額）

↙ 全て利用できます！

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
① 高等学校等就学支援金	約40万円		約12万円	
※授業料減免制度 （島根県独自制度）	授業料と①の差額		3万円	
② 高校生等奨学給付金	約5～15万円			

「学びたい」をあきらめないで。

# 家計急変した高校生への支援


離職、倒産等による減収などで家計が急変した世帯の方は、[国や各学校が行う支援](#)が受けられます。

[それぞれ申込みが必要](#)です。


高等学校等就学支援金

## ① 家計急変支援制度

国の授業料支援のしくみです。  
※令和5年4月から実施

 **家計急変事由**（負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等）が発生し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

 **お問合せ・申込みは、学校へ**  
※家計急変支援リーフレットもご参照ください。

文科省  
家計急変支援  
制度サイト



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)


## ② 奨学のための給付金

教科書費・教材費など、  
**授業料以外の教育費支援**のしくみです。

➤ 家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等奨学のための給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

 **年収約270万円未満相当**（住民税所得割非課税相当）になった世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

 **お問合せ・申込みは、学校へ**


## ③ 授業料軽減

島根県独自の**授業料支援**のしくみです。

➤ 経済的理由（負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等）により就学が困難な生徒の世帯に対し、私立高校が負担軽減のための授業料減免を行った場合、県が学校法人へ補助をします。

➤ 保護者の方へ直接授業料を補助するものではありませんが、学校を通じ授業料が減免されます。

 **在籍する学校が定める要件に該当する方が対象**

 **お問合せ・申込みは、学校へ**